会計管理者の補助組織設置規則及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月27日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市規則第16号

会計管理者の補助組織設置規則及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（会計管理者の補助組織設置規則の一部改正）

第１条　会計管理者の補助組織設置規則（昭和52年倉吉市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（分掌事務） 第３条　課が分掌する事務は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。 （１）　会計管理者の権限に属する事務　次のアからキまでに掲げるもの ア　略 イ～キ　略 （２）　略 ア～エ　略	（分掌事務） 第３条　課が分掌する事務は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。 （１）　会計管理者の権限に属する事務　次のアからクまでに掲げるもの ア　略 イ　小切手の振出しに関すること。 ウ～ク　略 （２）　略 ア～エ　略

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年倉吉市規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第３号から様式第４号の２まで、様式第５号及び様式第５号の３から様式第11号までの表中「送金小切手」の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある第２条の規定による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。